

会 議 録

会議の名称	第40回和泉市情報公開審査会
開催日時	令和4年7月29日（金）午前11時40分から午前12時まで
開催場所	和泉市役所3階3B会議室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護審査会委員 島田職務代理、塚田委員、的場委員、八木委員</li> <li>・実施機関、事務局職員（総務部総務管財室） 大西室長、門林課長、松井総括主幹、澤田総括主査、堀田主事</li> </ul>
会議の議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市個人情報保護制度の見直しに伴う本市情報公開制度の見直しについて（報告）</li> </ul>
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課及び事務局から案件の説明を受けた。</li> </ul>
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項	会議公開 傍聴者なし

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）
<p><b>1 本市個人情報保護制度の見直しに伴う本市情報公開制度の見直しについて（報告）</b> 総務管財室から報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>個人情報保護制度の見直しに伴う情報公開制度の見直しの必要性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 和泉市情報公開条例における不開示情報に係る規定の改正 本市における個人情報保護条例に規定される開示請求と情報公開条例に規定される情報公開請求等に係る不開示情報の規定ぶりは整合性が確保されているが、改正個人情報保護法が適用されるようになるとその規定ぶりが異なることとなる。</li> <li>(2) 和泉市情報公開審査会の和泉市情報公開・個人情報保護審査会への統合に係る規定の改正 現行の情報公開条例には情報公開審査会の調査審議等に係る規定があるが、令和5年4月から情報公開審査会を情報公開・個人情報保護審査会に統合する場合は、これらの規定が不要となる。</li> </ul> </li> <li>・ <b>本市における情報公開制度の見直しの方向性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国において、改正個人情報保護法と国の情報公開制度に係る法律である「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の不開示情報の規定ぶりは整合性が確保されていることから、情報公開条例第6条の規定を、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条の規定に合わせる一部改正を行う。</li> <li>(2) 情報公開審査会を情報公開・個人情報保護審査会に統合する場合は、現行の情報公開条例第13条の2に規定される審査請求等の諮問先を「和泉市情報公開・個人情報保護審査</li> </ul> </li> </ul>

会」に改める改正を行うとともに、それ以外の審査会に関する規定（第14条～第21条）を削る改正を行う。

- ・ スケジュール

和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例と同様に、令和4年12月議会に提案し、令和5年4月1日施行とする。

委員一同 意見なし

以上

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。